

職務権限規程

(目的)

第1条 この職務権限規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長の権限に属する事務の処理に関し各職位の職務及び権限を明確にすることにより、事務遂行の責任体制の確立と事務の組織的かつ能率的な処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職位 組織上の地位をいう。
- (2) 職務 職位に課せられた業務をいう。
- (3) 権限 各職位が自己の職務を遂行するために必要な権限及びその限界をいう。
- (4) 決裁 本会会長がその権限に属する事務の管理執行について意思決定し、又は各職位が本会会長から与えられた専決権に基づき、その職務権限に属する事務の管理執行について意思決定をすることをいう。
- (5) 決裁者 決裁権限を有する者をいう。
- (6) 合議 決裁を受けなければならない事項について、決裁者が総合的に判断して的確な意思決定ができるように、関係職位と協議し、及び調整することをいう。
- (7) 不在 出張、休暇その他の理由により、決裁者の意思決定を受けることができない状態をいう。
- (8) 代決 決裁者が不在のとき、当該決裁者に代わって意思決定をすることをいう。

(職務)

第3条 事務局長、事務局次長、課長、室長、課長補佐、室長補佐、係長、主任及び係員は、上司の命を受け、おおむね別表1に定める職務を行う。

(責任及び権限)

第4条 各職位は、前条の定めるところにより、職務の遂行について責任を負い、かつ必要な権限を有するものとする。

(職務権限の明細)

第5条 決裁者の職務権限の明細は、おおむね別表2のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、本会会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 本会会長の指示により処理するもの及び異例に属し、又は先例となるもの
- (2) 紛議及び論争のあるもの又は将来その原因となるおそれのあるもの

(権限行使の基準)

第6条 各職位は、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、最小の経費で最大の効果をあげるように努めなければならない。

2 各職位の職務権限は、自らこれを行使しなければならない。

3 各職位は、職務権限を行使するに当たっては、常に命令系統の統一を保ち、これを乱すことがあってはならない。

- 4 各職位は、定款、規則、規程、予算その他の基準に従い、その職務権限を行使しなければならない。
- 5 各職位は、他の職位の職務権限を尊重し、互いにその職務権限を侵してはならない。
- 6 各職位は、その職務権限を行使するに当たっては、関係職位との意思の疎通を図り、本会運営の総合的な効果をあげるように努めなければならない。
- 7 各職位は、その職務権限の執行状況を適宜、直属上位の職位に報告しなければならない。

(決裁及び合議の手続)

第7条 決裁は、起案者から順次、直属上位の職位の検討を経て受けるものとする。

- 2 決裁を受けなければならない事項のうち、関係職位と協議し、及び調整する必要があるものについては、起案者は、直属上位の職位の検討を得て、関係職位に合議しなければならない。
- 3 前項の規定により合議を要する事項のうち、通常の合議では、関係職位と協議及び調整が十分行われ難い事項については、起案者は、起案前に協議し、意見の調整をしなければならない。

(代決の順位)

第8条 決裁者が不在のときの代決の順位は、次のとおりとする。

決裁者	代決の順位
会長	副会長
副会長	事務局長
事務局長	事務局次長
事務局次長	課長、室長
課長、室長	課長補佐、室長補佐
課長補佐、室長補佐	係長
係長	上席担当者

(代決の禁止)

第9条 各職位は、あらかじめ、代決をしてはならないと指定したものについては、いかなる理由があっても、代決することはできない。

(代決の報告)

第10条 各職位は、代決したときは、速やかに決裁者に報告し、又は関係文書を決裁者の閲覧に供さなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成16年11月1日施行の職務

権限規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

職位	職務内容
事務局長	（１） 本会の基本方針の決定並びに全般的な調整に関する会長及び副会長の補佐 （２） 所属の課長、室長の指揮監督並びに所属職員の統括 （３） 分掌事務の執行方針及び執行計画の決定並びにその遂行 （４） 分掌事務の執行状況の把握並びに特異なものの会長及び副会長への報告 （５） 所属職員の人事管理及び管理監督者の養成 （６） 対外的な事務の処理
事務局次長	（１） 事務局長の職務を補佐する場合 事務局長の職務を補佐し、事務局長の指示による職務の遂行 （２） 事務局長の下で、一定の事務又は課等の事務を担当する場合 担当する事務について、課長、室長又は所属職員の指揮監督及び職務の遂行
課長、室長	（１） 本会の諸計画への参画及び事務局長並びに事務局次長の職務の補佐 （２） 所属の課長補佐、室長補佐及び係長の指揮監督並びに所属職員の統括 （３） 分掌事務の処理計画の決定及びその遂行 （４） 分掌事務の調整及び各係等への分担割当て （５） 分掌事務の執行状況の把握並びに特異なものの事務局長及び事務局次長への報告 （６） 課等相互間の連絡及び協力 （７） 所属職員の人事管理及びその研修 （８） 分掌事務の改善及び執務環境の管理
課長補佐、 室長補佐	（１） 課長、室長の職務を補佐する場合 課長、室長の職務を補佐し、課長、室長の指示による職務の遂行 （２） 課長、室長の下で、一定の事務又は係等の事務を担当する場合 担当する事務について、係長又は所属職員の指揮監督及び職務の遂行
係長	（１） 課等の諸計画への参画及び課長、室長並びに課長補佐、室長補佐の職務の補佐 （２） 所属職員の指揮監督 （３） 分掌事務の処理計画の決定及びその遂行 （４） 分掌事務の調整及び所属職員への分担割当て （５） 分掌事務の執行状況の把握並びに特異なものの課長、室長及び課長補佐、室長補佐への報告 （６） 係等相互間の連絡及び協力 （７） 所属職員の健康管理 （８） 分掌事務の改善及び実施の援助並びに事務処理の指導及び研修 （９） 係等内の執務環境の整備及び所属職員の勤務意欲の高揚
主任、係員	（１） 係等の処理計画への参画及び係長の職務の補佐 （２） 担当事務の遂行及び改善 （３） 係員相互間の連絡及び協力

別表 2 (第 5 条関係)

事務の種類	職務権限事項	区 分				備 考
		係長	課長、室長	事務局長	会長	
1 事務の管理	(1) 基本構想の決定				○	(総務課の分掌事務)
(1) 方針及び計画	(2) 主要施策及び重要事業計画の作成			○		(総務課の分掌事務)
	(3) 主要施策及び重要事業計画の決定				○	(総務課の分掌事務)
	(4) 事務局等の事務の執行方針及び執行計画の決定			○		
	(5) 課等の事務の処理計画の決定		○			
	(6) 係等の事務の処理計画の決定	○				
	(7) 調整会議等の開催の決定			○		(総務課の分掌事務)
(2) 予算の編成及び執行	(1) 予算編成方針の決定				○	(総務課の分掌事務)
	(2) 予算案の決定				○	(総務課の分掌事務)
	(3) 予算案の査定			○		(総務課の分掌事務)
	(4) 予算執行計画の決定			○		(総務課の分掌事務)
	(5) 歳出予算の流用の承認			○		(総務課の分掌事務)
	(6) 予備費の充用の決定 (ア) 100 万円以上 (イ) 100 万円未満			○	○	(総務課の分掌事務)
(3) 役員会	(1) 理事会、評議員会及び部会、委員会の開催			○		(総務課の分掌事務)
	(2) 理事会、評議員会の提出議案の決定			○		(総務課の分掌事務)

(4) 定款、規則、規程等	(1) 定款並びに規則、規程の制定案及び改廃案の決定 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの			○	○	(総務課の分掌事務)
	(2) プロジェクトチーム、協議会等の設置要綱の制定及び改廃 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの			○	○	総務課合議
	(3) 課等の担当する事業の要綱等の制定及び改廃			○		総務課合議
(5) 事務の進行管理	(1) 事務局の事務の進行管理			○		
	(2) 課等の事務の進行管理		○			
	(3) 係の事務の進行管理	○				
2 組織管理	(1) 組織管理の基本方針及び組織計画				○	(総務課の分掌事務)
	(2) 事務局の分掌事務の調整			○		
	(3) 課等の分掌事務の調整		○			
	(4) 係等の分掌事務の調整	○				
3 人事管理	(1) 人事管理の基本方針及び人事計画の決定				○	(総務課の分掌事務)
	(2) 正規職員及び嘱託職員の任用及び退職				○	(総務課の分掌事務)
	(3) 臨時職員及び非常勤職員の雇用及び解雇			○		総務課合議
	(4) 職員の配置 (ア) 職員の短期間流動配置 (イ) 職員の所属内における配置		○	○		

	(5) 役員、評議員、部会員、委員会の委員の任免、委嘱及び解職				○	(総務課の分掌事務)
	(6) 職員の表彰並びに分限及び懲戒				○	(総務課の分掌事務)
	(7) 職員の休職又は復職の決定				○	(総務課の分掌事務)
	(8) 職務専念義務の免除			○		総務課合議
	(9) 職員の育児休業及び育児休業期間延長の承認並びに職務復帰の決定			○		(総務課の分掌事務)
	(10) 週休日の指定及び勤務時間の割振り		○			
	(11) 職員の育児に関する勤務時間等の承認並びに承認の満了、失効及び取消しの決定			○		(総務課の分掌事務)
	(12) 職員の休暇の承認 (ア) 事務局長 (イ) 課長、室長 (ウ) 課長補佐、室長補佐、係長、主任及び係員		○	○	○	
	(13) 時間外勤務及び休日勤務の命令 (ア) 事務局長 (イ) 課長、室長 (ウ) 課長補佐、室長補佐、係長、主任及び係員		○	○	○	
	(14) 職員の出張命令及び復命の受理 (ア) 事務局長 (イ) 課長、室長 (ウ) 課長補佐、室長補佐、係長、主任及び係員		○	○	○	
4 事務の執行	(1) 国、県、市等に対する意見書、要望書、計画書等の提出及び許認可の申請、副申又は進達					総務課合議

	(ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの			○	○	
	(2) 負担金、補助金、交付金等の国、県、市等に対する交付申請及び交付請求の決定 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの			○	○	総務課合議
	(3) 国、県、市、その他公共団体等との協議 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの			○	○	総務課合議
	(4) 請願、陳情、要望等の処理 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの			○	○	総務課合議
	(5) 申請、通知、通報、報告、届出、催告等の受理 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの		○	○		
	(6) 照会及び回答 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの		○	○		
	(7) 表彰規程による表彰				○	(総務課の分掌事務)
	(8) 褒章等に係る推薦				○	(総務課の分掌事務)
	(9) 訴訟等についての決定				○	総務課合議
	(10) 公務上の災害の認定			○		(総務課の分掌事務)
	(11) 行事（説明会等を含む。）の開催、共催及び後援の決定			○		総務課合議
	(12) 事務、事業の委託及び受託の決定				○	総務課合議
	(13) 統計並びに資料の収集、作成、提出、提供及び配布 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの		○	○		

	(14) 証明書の交付		○		(総務課の分掌事務)
	(15) 保存文書の廃棄		○		
	(16) 電算処理に係る入出 帳票及び記録媒体並 びに端末機の管理		○		(総務課の分掌事務)
	(17) 端末機取扱者の指定 又は指定解除		○		(総務課の分掌事務)
	(18) 公用車の点検整備の 実施報告		○		(総務課の分掌事務)
	(19) 公用車の事故報告及 び事案の処理			○	総務課合議
	(20) 公用車等の損害保険 等の締結		○		(総務課の分掌事務)
	(21) 公印の管理		○		(総務課の分掌事務)
	(22) 公印刷込みの承認		○		総務課合議
	(23) 寄付金の採納			○	(総務課の分掌事務)
	(24) 広告掲載の承認			○	(総務課の分掌事務)
	(25) 対外的に発行する印 刷物等の制作に関す ること			○	総務課合議
	(26) 文書の公開又は個人 情報の開示若しくは 提供に関する可否の 決定			○	総務課合議
5 財産管理	(1) 財産の取得、管理及 び処分等に関する決 定 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの				(総務課の分掌事務)
	(2) 物品の購入 (ア) 100 万円以上 (イ) 100万円未満				総務課合議
	(3) 物品の寄付採納の決 定 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの				総務課合議

	(4) 物品の返納、不用及び廃棄並びに売り払い等の決定 (ア) 重要なもの (イ) 軽易なもの			○	○	(総務課の分掌事務)
6 基金	(1) 基金の設置、廃止及び処分				○	(総務課の分掌事務)
	(2) 基金に属する現金の管理手続き及び基金の運用益の編入				○	(総務課の分掌事務)
7 工事の施行等	(1) 工事等の施工の決定 (ア) 100 万円以上 (イ) 100 万円未満			○	○	総務課合議
	(2) 工事等の施工に伴う事務の決定 (ア) 100 万円以上 (イ) 100 万円未満			○	○	総務課合議
8 契約	(1) 契約締結の決定 (ア) 100 万円以上 (イ) 100 万円未満			○	○	総務課合議
	(2) 契約締結に伴う事務の決定 (ア) 100 万円以上 (イ) 100 万円未満			○	○	総務課合議
9 経費の支出	(1) 経費支出の決定 (ア) 100 万円以上 (イ) 100 万円未満			○	○	総務課合議
	(2) 経費支出に伴う事務の決定 (ア) 100 万円以上 (イ) 100 万円未満			○	○	総務課合議
10 収入	(1) 歳入の調定			○		総務課合議
	(2) 納入の通知			○		総務課合議
	(3) 不能欠損処分の決定 (ア) 100 万円以上 (イ) 100 万円未満			○	○	総務課合議
	(4) 減免の決定			○		総務課合議